

## 確定申告特集

# 所得税及び復興特別所得税の 確定申告書を提出する方へ

## 復興特別所得税の記載漏れにご注意ください！

平成 25 年分から平成 49 年分まで、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の 2.1%)を所得税と併せて申告・納付することとされています。

確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税」欄の記載漏れのないようにご注意ください。

## ふるさと納税に係る寄付金控除の 申告漏れにご注意ください！

平成 27 年 4 月 1 日以降にふるさと納税をされた方のうち、ワンストップ特例の適用を申請している場合などで、次のいずれかに該当する方は、ワンストップ特例の申請の有無にかかわらず、全てのふるさと納税に係る寄付金を含めて確定申告をする必要があります。

### ①平成 27 年分の確定申告をする方

例えば、医療費控除等の適用を受けるため、確定申告をする場合

### ②ふるさと納税先が 6 団体以上ある方

## パソコンを利用される方は、 国税庁ホームページで申告書が作成できます！

国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただければ、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。

作成した確定申告書は、①印刷して所轄税務署に郵送等するか、②e-Tax を利用しインターネットで送信するか、いずれの方法で提出できます。

○国税庁ホームページ「確定申告等作成コーナー」 [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

**お問い合わせ先 島田税務署 個人課税第 1 部門 ☎(37)3121**

※お問い合わせいただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内に従って、「2」を選択してください。



エコツーリズム推進員。エコツーリズムの推進・周知拡大に奔走。川根本町エコツーリズムネットワークの事務局も務める。  
愛媛県出身。  
神東 美希さん

エコツーリズム推進員 神東美希の

# エコツアー日記

川根本町の魅力をPRする  
エコツーリズムネットワーク  
活動報告

問い合わせ 役場総合支所商工観光課内 かんとうみき 神東美希 ☎(58)7077

「エコツーリズムは目的ではなく、地域活性化のための手段である」とこの紙面を通じてお伝えしてきましたが、今回は「移住×エコツアー」のお話です。

**先**日とある講演会で「空き家はたくさんあるのに貸してくれる人がいない」という話を聴きました。私自身も移住者であり、住居探しに苦労したので身に染みています。

**全**国各地に空き家が増える一方で、田舎へ移住を希望する人も増えています。数ある田舎から川根本町を選んでもらうためにはいろいろな手だてが必要ですが、そんなときこそエコツーリズムの出番です。

**ど**んな場所かも知らない、どんな人が住んでいるのかも分からない状態で移住に踏み切るのは至難の業です。移住の一手手前の入口を「体験」という形で提供でき

ればどうでしょうか？

**実**際にエコツアーの体験プログラムに参加しているお客様の中でも「川根に引っ越したい」という方がいらっしゃいます。体験を通じて、川根の人々の温かさや暮らしぶりを知ることができたからこそ、そう思うようになったのだと思います。

**今**後は自然体験を提供するだけでなく、空き家をみんなで改修したり、そこを拠点に短期滞在してもらったり、先輩移住者との交流会を設けたり… いろいろな可能性が考えられます。

**し**かし何より大切なのは、使える空き家の確保。もっと言えば、所有者の意識の改革です。「仏壇がある。他人に貸すなんて先祖に申し訳ない」という理由で渋る人が多いようですが、本当に必要としている人に大切に住んでもらうことこそが、空き家の活きる道なので

はないでしょうか？

**住**みたい人が住める町へ。この町に暮らしたいという人を、快く受け入れられる町でありたいです。エコツーリズムがその一翼を担っていると言っても過言ではありません。



羊毛で今年の干支・猿を作りました。今年もカヤックのごとく、前進あるのみ!!

川根のみきていが綴る「ブログ版 川根本町エコツアー日記」もお楽しみに！ <http://eco2kawane.eshizuoka.jp/>

## 介護保険の要介護認定を受けている場合、 障害者控除の適用と なることがあります！

介護保険の要介護認定を受けている場合、身体障害者手帳や療育手帳を持っていなくても、確定申告において障害者(特別障害者)控除の対象となることがあります。対象となるか否かは、毎年12月31日現在の自立度、認知度の程度によって決まります。

控除は、申請により町が発行する認定書を、確定申告の際に提出することで受けられます。前年に控除を受けられた方も、今回控除を希望する場合には再度申請が必要となりますので、ご注意ください。

認定書の申請は福祉課または総合支所福祉介護室にて随時、受け付けています。

ご不明な点はお問い合わせください。

【問】 福祉課・長寿介護室 ☎(56)2224

総合支所・福祉介護室 ☎(58)7071